

行政事業レビューシート (厚生労働省)

予算事業名	国立児童自立支援施設の運営に必要な経費	事業開始年度	大正8年度	作成責任者		
担当部局庁	雇用均等・児童家庭局	担当課室	家庭福祉課	高橋 俊之		
会計区分	一般会計	上位政策	—			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	厚生労働省組織規則第135条	関係する計画、通知等	—			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	特に専門的な指導を要する児童の自立を支援するための国立児童自立支援施設2か所(国立武蔵野学院、国立きぬ川学院)、及び児童自立支援専門員を養成するための国立武蔵野学院附属児童自立支援専門員養成所を運営する経費である。					
事業概要 (5行程度以内。別添可)	厚生労働省組織令に基づき、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、将来社会の健全な一員となり得るよう自立を支援している。					
実施状況						
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(補正後)	161	167	171	171	184
	執行額	159	164	163		
	執行率	98.76%	98.20%	95.32%		
	総事業費(執行ベース)	159	164	163		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	国立児童自立支援施設において、予算決算及び会計令の規定に基づき支出先の選定等を実施し、会計担当部署において納品時に物品確認をするとともに、会計処理状況について官房会計課による会計監査を実施している。				
	見直しの余地	入所児童に係る児童自立支援施設の運営に必要な経費及び児童自立支援専門員を養成するための国立武蔵野学院附属児童自立支援専門員養成所を運営する経費であることから、平成23年度以降も必要な経費の計上が必要である。				
予算監視の所見率化	一部改善(執行状況を予算要求に反映) 予算と執行の乖離の要因等を精査し、予算の縮減を図る必要がある。					
補記	子ども・子育てビジョンの別添1「施策の具体的内容」において、社会的養護の充実について記載あり。 ※平成23年度要求においては、謝金単価及び研究会の実施回数の見直しにより予算の縮減を図ったものの、入所児童にかかる児童記録データベース構築に必要な経費等を増額したことから、対前年度増額要求となっているもの。					

A 国立児童自立支援施設
国立武蔵野学院

95百万円

国立児童自立支援施設の入所
児童の処遇及び国立武蔵野学
院附属児童自立支援専門員養
成所の運営に必要な経費



【運営費】

業者・入所者等

B 国立児童自立支援施設
国立きぬ川学院

68百万円

国立児童自立支援施設の
入所児童の処遇に必要な経費



【運営費】

業者・入所者等

資金の流れ
(資金の受け取
り先が何を行っ
ているかについ
て補足する)
(単位:百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。使途と費目の双方で実情が分かるように記載)

A.国立児童自立支援施設国立武蔵野学院			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
	国立児童自立支援施設の入所児童の処遇及び国立武蔵野学院附属児童自立支援専門員養成所の運営に必要な経費	95			
計		95	計		0
B.国立児童自立支援施設国立きぬ川学院			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
	国立児童自立支援施設の入所児童の処遇に必要な経費	68			
計		68	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0